

## 2 障害者の就労支援について

### (1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

#### ① 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくためには、障害者の職業生活全般にわたり、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら取り組んでいくことが効果的である。

このため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として、14年度に「障害者就業・生活支援センター事業」を創設したところであるが、16年度においては、全国で80か所で実施できることとしたところである。ただし16年度の新規実施(各都道府県2か所目以降)生活支援等事業分の取扱いについては、既に知的障害者生活支援事業等を行っている法人が本事業を行う場合、知的障害者生活支援ワーカー等が障害者就業・生活支援センター事業の生活支援担当の職務を兼務する等の対応を検討しているところである。(詳細は別途通知予定)

引き続き、障害者の就労と地域生活の支援の観点から、都道府県等において、積極的な取り組みをお願いしたい。

#### ② 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者授産施設の入所者が企業等の事業所において授産活動を行うとともに、公共職業安定所が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行う「施設外授産の活用による就職促進事業」については、これまでのモデル事業からメニュー事業として継続して実施することとしているが、これにより、すべての都道府県等での実施が可能となるので、本事業についても実施に向けた検討をお願いしたい。

### (2) 小規模通所授産施設等について

小規模作業所については、在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助により、その運営を支援しているところであるが、併せて地方単独助成事業のための地方交付税による財源の手当がなされているところであり、総務省に対して、この増額についての要望を行っているところである。

当該事業費は民間団体への補助という形で行っており、平成15年8月1日に閣議了解された「平成16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)において、民間補助金については1割相当を削減するとされたことから、16年度予算(案)における補助か所数は1割減となっている。

一方、こうした小規模作業所については、より安定した経営を確保することが望ましいことから、社会福祉法人の設立要件を緩和することにより、13年度より、法定施設である小規模通所授産施設への移行を積極的に進めているところであり、16年

度予算（案）においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害合わせて、小規模通所授産施設の運営費補助の対象か所数について、対前年度約4割増となる252か所増（637か所→889か所）とし、1か所当たりの単価については、人件費や物価の動向等を踏まえ、1,100万円から1,050万円としたところであるので、ご了承ください。

なお、身体障害者、知的障害者小規模通所授産施設については、小規模作業所からの移行促進を進める観点から、制度創設時からこれまで、他の予算科目のやりくり等により予算か所数を上回るか所数を承認してきたところであるが、16年度予算（案）においては同様の方法により承認することは困難であり、16年度の新規承認については相当厳しくなることが見込まれるところであるので、その旨ご承知願いたい。

### （3）障害者職業能力開発新規施策の展開について

16年度から厚生労働省職業能力開発局所管の事業として「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」及び「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」が運営される予定である。

具体的な実施方法については、当該事業実施要綱等によるところとなるが、特に「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、1人1ヶ月6万円を上限とした委託料により、社会福祉法人やNPO法人等を活用することとされ、例えば授産施設のみでなく小規模通所授産施設についても、その委託先機関となることが可能としたところであるので、都道府県等においてもその積極的な活用のご協力願いたい。（詳細については別途通知予定）

### （4）授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい経済状況は、授産施設や小規模作業所における授産活動に深刻な影響を及ぼし、その運営が不安定なものとなつていくことを踏まえ、「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成14年10月30日厚生労働省職高発第1030002号、厚生労働省障発第1030003号）を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いしたい。

また、管内市町村、関係団体等に対する通知の趣旨等の周知徹底に努められたい。

## 3 障害者の生活支援について

### （1）相談支援事業の推進について

「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」について

は、15年度において一般財源化し、個々の都道府県・市町村の創意工夫を通じ、地域の実情に応じたより弾力的に事業展開できるよう、財政的には地方交付税で措置することとしたものである。

これら2つの事業の一般財源化後の実施状況について見ると、「市町村障害者生活支援事業」については、15年度の374か所から16年度は398か所（予定）となり、新たに実施するところは24か所となっている。また、「障害児（者）地域療育等支援事業」については、15年度の536か所から16年度は580か所（予定）となり、新たに実施するところは44か所となっている。

各都道府県等においては、これらの事業の趣旨や重要性をご理解いただき、積極的に取り組んでいただいていると認識しているが、支援費制度がスタートし、全国どこでも障害者が必要なサービスを選択していく上で、地域の実態に即した相談支援体制の整備は益々重要であることから、未実施の市町村について相談支援体制の整備が図れるよう努められたい。

国としても、これを支援する観点から相談支援の実施のあり方について技術的助言（「地域における相談支援の実施について」（平成15年11月6日障発第1106006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））を行ったところであり、未実施の市町村に対する指導助言と併せ参考にされたい。

また、15年度より実施している「障害者地域生活推進特別モデル事業」については、「市町村障害者生活支援事業」、「障害児（者）地域療育等支援事業」を新たに実施する市町村、既に実施している市町村を側面から支援する事業であるので相談支援体制の整備にあたり積極的な活用をお願いしたい。

なお、本モデル事業は2か年事業であるが、実績報告書の様式をお示しするので、15年度の取り組みについて報告していただくことを予定している。

## (2) 生活支援等事業のメニュー事業化について

障害福祉課分の以下の事業については、障害者の多様なニーズに対応し、必要な事業を選択して取り組めるようにするためメニュー事業化を図ることとし、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を創設することとしたところである。

詳細については別途通知するが、メニュー事業のイメージは以下のとおりであるので、各自治体においては地域の実情に応じた効果的な事業ができるよう検討、精査願いたい。

### (※) メニュー事業の対象事業

#### (都道府県事業)

- ・ 障害者自立支援等総合推進事業
  - 支援費支給決定適正化等支援事業
  - 施設外授産の活用による就職促進事業
  - 在宅知的障害者巡回相談事業

知的障害者療育手帳交付事業  
(市町村事業)

- ・市町村障害者自立支援等推進事業
  - 支援費支給決定円滑化支援事業
  - 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
  - 職親委託事業
  - 訪問入浴サービス事業
  - 身体障害者自立支援事業

(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で、今後より一層重要度を増していく事業であると考えられるが、16年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所であることから、本事業の16年度における新規承認は困難と考えているのでご了解願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

(4) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族等に対し、専門的な相談、療育等の支援を総合的に行うため、14年度より自閉症・発達障害支援センター運営事業を実施しているところであるが、本事業は、近年知的障害を伴わない自閉症（いわゆる高機能自閉症）やアスペルガー症候群などの自閉症の周辺領域にある発達障害が、社会的イベントなどを通してクローズアップされてきていることもあり、極めて支援の緊急性が高い事業であると認識しているところである。

16年度予算（案）においては、財政的に大変厳しいの中で、例外的に本事業の重要性に鑑み、新規分として4か所増が認められ、既存分も含め20か所分の予算を計上したところである。しかしながら、新規実施分の採択については厳しい状況にあるので、新規協議に当たり、あらかじめ了解願いたい。

また、各センターにおける事業実績について、より詳細に把握するため、16年度からの実施状況報告の様式を改正する方向で検討しているので併せて了解願いたい（別途通知）。

（参考）平成15年度に事業を実施している都道府県・指定都市

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、大阪府、滋賀県、兵庫県、岡山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、仙台市、横浜市、北九州市

(5) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業等

平成15年4月から施行する支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思によりを契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、広報等により周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護予防・地域支え合い事業」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続や後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村（10.6%）、平成15年4月1日現在で551市町村（17.1%）となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図られたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受られることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなをふり、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

## 4 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、16年度予算（案）においては、B型について11か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合には、他の施設でも実施できるよう弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的に事業に取り組みたい。

また、重症心身障害児（者）通園事業が実施されていない地域であっても、少数のニーズに対応し、身近な地域で療育訓練を受けられるようにするため、15年度より、新たにB型について、チームで巡回する方式（「B型巡回方式」）を導入したところであるので、地域のニーズに応じて、この事業の取組みについても検討をされたい。

15年度の実施状況をみると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約1/3程度に止まっているところであり、また、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県（約10程度）があることから、各県1か所のA型事業を実施するようお願いする。

一方で、既にA型を実施しているところの状況を見ると、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設が見受けられる。ニーズの把握を再度行い、利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

## （2）難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

- ① 地域内の難聴児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、適切な時期に難聴幼児通園施設などの療育機関に繋げられる体制を整えること。

また、地域内に難聴児に対する療育機関がない場合には障害児通園（デイサービス）事業などの活用も含め療育体制の整備に努めること。

なお、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

- ② 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴障害は早期療育が重要であることから、新生児聴覚検査などにより発見された乳児についても療育の対象とするようお願いする。

## （3）知的障害児自活訓練事業について

本事業については、知的障害児施設に入所している児童に対し、地域で自立した生活を送るための知識・技術についての個別指導を行い、地域生活への円滑な移行を図

るものである。

本事業の実施については、「知的障害児自活訓練事業（施設機能強化推進費）の実施について」（平成15年10月16日障障発第1016001号障害保健福祉部障害福祉課長通知）で示しているとおおり、関係者の意見も踏まえて児童の状況に応じて取り組めるようにしているところであり、初年度である平成15年度においては、17都県・指定都市、26施設で実施されているところである。

障害児の円滑な地域生活への移行に向けて、未実施の県・市においては本事業の活用を図られたい。

#### （4）児童福祉法の一部を改正する法律案について

平成16年通常国会において、児童虐待防止対策等の充実・強化等を図るために児童福祉法の一部を改正する法律案が提出されたところである。

本改正案により、

- ① 児童相談に関する体制の充実を図るため、障害相談を含め、児童と家庭に関する相談について市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割については、更なる専門的な指導や判定が必要な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
- ② 児童養護施設、児童自立支援施設等の業務として、施設を退所した者に対する相談その他の援助を法律上位置付けること。

等を規定することとしている。

なお、本改正案においては、障害児施設を退所した者に対する相談その他の援助についての法律上の位置付けを行っていないが、障害児施設においても、在宅支援の拠点として施設を退所した者に対する援助を行っていくことは重要であることから、本改正案の趣旨も踏まえた対応がなされるよう、管内の施設に対する周知及び助言をお願いする。

#### （5）障害児施設等における安全管理等について

障害児施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、昨年、小学校などを狙った事件が頻繁に発生したことから、各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応が図られるよう、引き続き管内市町村及び障害児施設、児童デイサービス事業、児童短期入所事業等の管理者等に対する周知及び指導をお願いする。

また、障害児施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による障害児施設等の安全確保に努められたい。

（参考）「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（13年6月15日雇児総発第402号）

「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」

（15年12月24日雇児総発第1224001号）